

交渉速報

J R 貨物労組本部業務部

2021年7月13日

No.2

2021JR総連春闘・諸懸案事項の提案を受ける

・特別休日の1日増!

・契約社員の退職慰労金の改善!

・カフェテリアプラン5000ポイント追加!

中央本部は7月13日に、2020年度申第7号「諸要求改善に向けた申し入れ」に対する諸懸案事項について会社から提案を受けました。提案内容は以下の通りです。

(※変更された部分に網掛け)

1. 特別休日の増について

(1) 休日関係

特別休日を1日増とし、年間57日とする。

(2) 賃金関係

1時間あたりの賃金額の算出は、次の算式により計算するものとする。

$$\frac{\text{基本給} + \text{都市手当} + \text{職務手当} + \text{職種手当} (\text{運転職手当(a)は除く}) + \text{技能手当} + \text{寒冷地手当}}{\text{各勤務種別ごとに定める1日平均労働時間} \times 256 \div 12}$$

(3) 出向関係

①出向特別手当の支給範囲

出向先の就業規則等に定める年間所定労働時間が1,941時間以下の場合は支給しないこととする。

②割増賃金

1時間あたりの賃金額の算出は、次の算式により計算するものとする。

$$\frac{\text{基本給} + \text{都市手当} + \text{職務手当} + \text{職種手当} (\text{運転職手当(a)は除く}) + \text{技能手当} + \text{出向特別手当} + \text{寒冷地手当}}{\text{各勤務種別ごとに定める1日平均労働時間} \times 256 \div 12}$$

③超過勤務手当、夜勤手当及び年末年始勤務手当を計算する場合

出向先の就業規則等に定める年間所定労働時間が1,941時間を超えるときは、1,941時間として計算することとする。

(4) シニア社員関係

①特別休日

シニア社員の特別休日を1日増とし、次の通りとする。

コースA 年間57日

コースB 年間81日

【次ページへ】

②出向中の賃金の扱い

コースB適用者については上記(3)①及び(3)③の「1,941時間」を「1,759時間」に読み替えて適用する。

③1時間あたり賃金額

1時間あたりの賃金額の算出は、次の算式により計算するものとする。

コースA

$$\frac{\text{基本給} + \text{調整手当} + \text{職務手当} + \text{職種手当} (\text{運転職手当(a)は除く}) + \text{技能手当} + \text{出向特別手当} + \text{寒冷地手当}}{\text{各勤務種別ごとに定める1日平均労働時間} \times 256 \div 12}$$

コースB

1時間あたりの賃金額の算出は、次の算式により計算するものとする。

$$\frac{\text{基本給} + \text{調整手当} + \text{職務手当} + \text{職種手当} (\text{運転職手当(a)は除く}) + \text{技能手当} + \text{出向特別手当} + \text{寒冷地手当}}{\text{各勤務種別ごとに定める1日平均労働時間} \times 232 \div 12}$$

2. 契約社員の退職慰労金の一部改正

勤続年数が15年以上の契約社員の退職慰労金を、70万円とする。

3. カフェテリアプランの一部改正

カフェテリアプランの付与数について、医療・健康増進支援、育児支援及び介護支援のカテゴリにのみ使用できるポイントを、5,000ポイント(5,000円相当)追加する。

なお、4月から2月までに入社した付与対象者には5,000ポイント付与するが、3月入社の対象者には付与しない。

4. 実施時期

第1項及び第2項は、2021年4月1日から適用する。

第3項は、2021年8月1日以降準備でき次第とする。

2021JR総連春闘において勝ち取った諸要求について提案を受け団体交渉を行ない、諸懸案事項について上記のように整理し妥結しました。また新型コロナウイルス感染防止対策として職場のシーツの毎日交換が実施できるよう取り組んでいくことや、乗務員の制帽について降雪時等の浸水対策として制帽カバーを支給することを確認しました。なお、カフェテリアポイント追加については、2021年4月1日以降に発行された領収書で申請した場合も今年度中に使用できることも併せて確認しています。

諸要求の改善は全組合員の力によって勝ち取ったものです。しっかりと活用していきましょう！！中央本部は引き続き組合員の要求の実現にむけ取り組みます。

以上